

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の利用を考えておられる皆さまへ

公益社団法人熊本県不動産鑑定士協会

平成28年4月14日に端を発する今般の平成28年熊本地震により、県内には家屋の倒壊や崖崩れ、橋梁の落下等の甚大な被害が発生しました。被災された皆さまにおかれましては、大変なご心労のこととお察しし、心よりお見舞いを申し上げます。

平成28年熊本地震には、災害救助法の適用がなされており、地震の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅リフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の被災者の方は、破産手続き等の法的倒産手続きによらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則（「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」）の適用がなされます。

このガイドラインには、一定の要件のもとで債務整理が行われることにより、財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができる、或いは、債務整理をしたことが信用情報として登録されないなどの特徴があり、これにより、債務者の生活や事業の再建が可能となります。

なお、このガイドラインによる債務整理の手続きにおいては、弁護士や不動産鑑定士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。

公益社団法人熊本県不動産鑑定士協会では、このガイドラインに基づく登録支援専門家の委嘱依頼を、平成28年6月15日から受け付けています。

不動産鑑定士は、土地や建物の「価値」を見極める専門家であり、中立、公正な立場で被災者の支援を行います。

当協会への委嘱依頼までの手続きは、別紙「委嘱依頼までの手続き」をご覧ください。

以上